

## 「福岡市空家等対策計画（案）」 に対する市民意見を募集します

少子高齢化の進展や核家族化の進行などの社会情勢の変化により、全国的に空き家は増加傾向にあります。

本市では、人口の増加に伴って住宅の需要も高いことから、空き家率は全国平均に比べ低い水準となっていますが、将来的には人口が減少に転じると予想され、今後さらに空き家の増加が懸念される一方で、空き家を地域コミュニティの場などとして利活用することへの社会的ニーズが高まっています。

こうした状況を踏まえ、これまでの福岡市空家等の適切な管理に関する条例に基づいた取組みに加え、空き家の発生予防や適正管理・利活用の促進などの幅広い観点から、空き家に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく「福岡市空家等対策計画」の策定を進めています。

本計画の策定にあたり、その案をとりまとめましたので、案に対する市民の皆様のご意見を募集します。

### 1 意見の募集期間

令和3年10月1日（金）～令和3年10月29日（金）※必着

### 2 案の閲覧・配布場所

住宅都市局住宅部住宅計画課（市役所3階）、情報公開室（市役所2階）、  
情報プラザ（市役所1階）、各区役所情報コーナー、入部出張所、西部出張所

○配布資料：「福岡市空家等対策計画（案）」の市民意見募集案内  
「福岡市空家等対策計画（案）」（概要版）  
「福岡市空家等対策計画（案）」  
「福岡市空家等対策計画（案）」に対する意見提出用紙

### 3 意見の提出方法

住所、氏名を明記の上、郵送、ファックス、電子メール、持参（様式は自由）

### 4 提出先

#### （送付の場合）

福岡市住宅都市局住宅部 住宅計画課  
〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1（福岡市役所行政棟3階）  
FAX：092-733-5589  
e-mail：j-keikaku.HUPB@city.fukuoka.lg.jp

#### （持参の場合）

上記2の資料配布場所へ提出

#### 【問い合わせ先】

住宅都市局住宅部住宅計画課  
担当：柿原、田北  
電話 092-711-4548（内線 3311）